

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11 時 40 分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第2号)

【報告事項】

- 津波浸水・地震動被害プロジェクトチームの設置について(資料②)

中張危機管理部長

危機管理部から9月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元にお配りしております委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きください。

危機管理部における9月補正予算(案)といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載の通り、7億 9,322 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。補正後の予算額につきましては、23 億 6,269 万 9,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載の通りでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の各課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

緊急時における地域住民への情報伝達・収集機能を強化するため、すだちくんメールに指定地域内の携帯電話へ緊急情報を配信するエリアメールとの連携機能や情報収集機能を付加する経費としまして、300 万円を計上いたしております。

また、圏域を越える広域かつ大規模な避難が必要な緊急対応事態における、関係機関相互の情報連絡・調整要領を検証するため、国、徳島県、兵庫県において、国民保護法に基づき共同図上訓練を実施する経費といたしまして、532 万円を計上いたしており、危機管理政策課全体で 832 万円を増額するものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

南海地震防災課でございます。

三連動地震等の大規模災害時における自主防災組織の相互支援体制を整えるため、自主防災組織間の交流支援や交流大会の開催に要する経費として、100 万円を計上いたしております。また、被災者生活再建支援法に基づきまして、東日本大震災被災者へ支援金等を支給するため、被災者生活再建支援基金に対して追加拠出する経費として、7億 8,390 万 7,000 円を計上いたしており、南海地震防災課全体で7億 8,490

万 7,000 円を増額するものでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、1 点、御報告させていただきます。

1 枚物の資料がございます、ごらんください。

津波浸水・地震動被害プロジェクトチームの設置についてでございます。

三連動地震対策を進める上で、その根拠となる被害想定が必要であることから、地震津波減災対策検討委員会のもとに、有識者からなる津波浸水・地震動被害プロジェクトチームを設置することといたしました。

このプロジェクトチームでは、2つの検討を行うこととしております。

まず、1 点目は津波高暫定値の想定でございます。国において三連動地震の検討がようやく始まったことから、緊急に対策が必要なものの根拠となる津波高暫定値を、国の想定を待つことなく検討することといたしております。

次に、2 点目は地震津波被害の想定でございます。現行の被害想定では、国と県で想定した被害の大きさにかなりの違いがあることから、次の国の想定におきましては、より精度の高いものとしていただくための提言をまとめるとともに、国から出された震源モデル等を活用し、最終的な被害想定を出すこととしております。

委員構成につきましては、現時点での案ということで9名をお示ししております。このプロジェクトチームの第1回目の会合は、今月中に開催するよう、現在準備を進めているところでございます。

なお、昨日、震災対策推進条例(仮称)策定に向けまして、庁内関係部局で構成するワーキンググループを立ち上げまして、検討を始めたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

最初は、原発からちょっと。

先日、安全協定のことが報じられました。伊方原発の異常時には県にも通報されるということでありましたので、これは1歩前進かなとは思いますが、一方で、愛媛県伊方町と四国電力株式会社との間で実際に交わされている安全協定書の中身と比べますと、まだまだほんの入り口程度のものじゃないかという感想を持ちました。伊方原発の異常に関する公表要領というものに基づいて、その中でもA区分に該当する、例えば、大きな震度5弱以上の地震が発生したときとか、それから協定書の第2項第1号から第10号ですから、かなり大きなトラブルが起こったときなんかに報告がされることになっておるわけです。協定書の中ではそれだけでなく、例えば、施設をかえたりするとき、原子炉に対していろんな手直しをしたりするときに事前協

議が必要であるとか、放射線の調査結果の測定について立ち会いができるとか、場合によったら、施設に立ち入って一緒に調査することができるとか、資料についても協定の履行に関し、必要があると認められるときは資料提出を求めて、発電所に立ち入り、必要な調査をすることができるとか、その結果、必要があれば原子炉の停止とか、出力制限などの措置を講ずるように求めることができるとか、かなり踏み込んだ中身になっているわけです。

地元と全く同じものをつくる必要はないと思いますけども、福島県原発事故なんかを見ていると、大きな事故が起こったときには福島県だけが当事者というわけにはいかないじゃないですか。もう一歩踏み込んだ安全協定書というのをこれからも求めていく必要があると思うんですけど、今回はそもそも協定書でもないわけですし、そのあたりのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

近藤危機管理政策課長

去る9月12日に、本県と四国電力との原子力発電所に関する意見交換会におきまして、四国電力側から、国への報告事項となるトラブルなどの情報について、マスコミへの資料提供と同じタイミングで本県にも情報伝達をするという御提案がございまして、本県がその提案を受けたところでございます。

これにつきましては、原子力発電所に対する国民や県民の信頼が大きく揺らいでいる中で、このような情報連携体制が構築できたことにつきましては、県民の安全・安心につながるものと考えております。

しかしながら、委員御指摘のとおり、原子力事故につきましては、発生させないことが何よりも重要で、その点は間違いのないと思っておりますので、そのために国において、一日も早い福島原発事故の収束はもとより、このたびの事故の検証を行っていただくとともに、その検証を踏まえた対策をしっかりとっていただきたいと考えております。

また、本県といたしましても、これにとどまらず、先般、同じ意見交換会でございますけれども、本県と四国電力とのホットラインについても要請をさせていただいており、四国電力側からも検討したいという回答があったそうでございます。

私どもとしましては、このたびの情報連携のことにつきましては、協定締結には至らないものの、実質的な本県と四国電力との情報連携体制が構築できたということを考慮すれば、これ以上のことということでございますけれども、本県といたしましては、今後におきましても、まずは四国電力との意見交換会や勉強会を継続して実施するということでございまして、その中で、四国電力の安全対策の取り組みや国の新たな動きへの対応などの状況につきまして、情報交換、情報共有をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

ホットラインはわかりましたけれども、あくまでこれは簡単な話ですけれども、もう一歩踏み込んだ協定の締結は求めていく姿勢なんですよ。

近藤危機管理政策課長

四国電力との協定でございますけれども、あくまでも原子力問題に関しましては、まずは情報連携が第一であろうということで、協定締結には至らないものの実質的な本県と四国電力との情報連携体制が構築でき

たということを考慮すれば、現時点では協定締結という形式にはこだわらずに、今後さらに四国電力と意見交換や勉強会を通じて、情報連携、情報共有を続けてまいりたいと考えております。

扶川委員

じゃあ、ちょっと聞き方を変えますけども、現状で十分とお考えなんですか。それとも、勉強会を続けていくというのも1つの対応ですけれども、しかし、四国電力にはホットラインもそうでしょうし、それ以外にも資料提供であるとか、今、出されている資料はみんなくださいとお願いはしてありますけども、もう一步踏み込んだ何らかの対応を求めていくという姿勢が要ると思うんです。そこがどうもあいまいなんです。もうちょっとわかりやすく言っていただけませんか。

近藤危機管理政策課長

現時点におきましては、四国電力との合意事項につきまして、協定という形にこだわる必要は余りないと考えてございますけれども、今後、原子力発電所を取り巻く全国の様相が大きく変化する場合、また、県としても求められる場合なんかもあると思いますので、その際には柔軟な対応も必要であると考えております。

扶川委員

すっきりしないんですけれども、限界があるのかなと思います。これはやっぱり知事さんに直接お考えをお聞きしようかなあと思うような感想を持ちました。今回、質問に出ていないので、だれかにお願いするしかないかなと思います。

そうしたら、時間を残しているので、台風災害のことを少しお聞きしたいと思います。

今回、亡くなられた方が3人とも高齢者でした。先に行っておけよと言って、後から来るはずのお年寄りが来なくて亡くなったとか、田んぼや倉庫を見に行ったら亡くなったとかいうことです。災害時に高齢者が単独で動く危なさというのは本当に今回の事例でもよくわかるわけです。わかっていたら教えてほしいんですけれども、今回も自主防災の勉強会の予算がついていますが、この死者が出たところでは、自主防災の訓練をされていたんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

実際に、死者3名が今回の台風で発生いたしました。

今、御質問の自主防災組織における訓練をその場所で行われたか、または参加されていたかということは現時点では把握しておりません。

扶川委員

それでは、またぜひ把握していただきたい。というのは、御高齢の方に対して、日ごろからどのような知識を持っていたかとか、訓練に参加していただくかということは非常に大事なんだということがわかる。今回、残念な事故でしたから、検証して、それを自主防災の取り組みに生かしていく必要があると思うんです。自主防災がなかったとなれば、あるいは訓練をしていなかったとなれば、自主防災をつくるように、あるいは訓練

をするようにしていかなければならないわけで、そのあたりをぜひ調べて教えていただきたいと思います。

津波防災マップのあった沿岸部では大規模なのができてますけども、個人個人がどういう経路で避難所まで逃げるか。そういうことを大雨のときに、それこそ個人個人で日ごろからシミュレーションをしておかなければいけないと思うんです。そこまで避難訓練ができていて、初めて有効な対策になろうかと思うので、ぜひそれをお願いしたいと思います。引き続いて、付託委員会でやります。

それとあと、これは指摘されていますが、避難路の安全対策です。それから、避難所そのものが十分な設備になっているかということ。あるいは、避難所の立地がそこでいいのかということ。さらに、避難所にいる間、孤立化の問題が出てくるわけで、孤立化した場合の衛星携帯電話の問題とか、ヘリによる救出が可能かどうかとか、そういういろんなことが指摘をされております。

これを一つ一つ議論していかなければいけないんですけれども、時間の許す限りやりたいと思います。

避難所に食料や水や毛布を備蓄するというのは市町村がやるべきことでしょうけれども、県としては、そのあたりをどの程度まで把握されているんですか。

楠本南海地震防災課長

市町村における備蓄状況については、県のほうでも適時調査をしておりますし、今回につきましても調査を実施しております。

今、それぞれ個別の市町村の分については、手元に資料がございません。

扶川委員

じゃあ、わかっている範囲で、全体でも結構です。

楠本南海地震防災課長

孤立集落を対象とした現況調査の結果、食料・薬品等の備蓄ありというところが 18 市町村のうち 11 市町村でございます。あと、そういった流通備蓄といったものは対応するということで、食料備蓄に関しては、それぞれ市町村によりまして、その対応状況も異なっております。

扶川委員

地域によって必要性も違ってくると思うので また、市町村ごとの資料もください。孤立してしまうようなところの避難所の場合は、いろんなものをそろえておかないといけない可能性があると思いますけど、雨がやんだらすぐに買いに行けるような町なかのところはする必要もないでしょうし、そのあたりの具体的な資料をください。

それから、避難した先で、2市3町で衛星携帯電話配置状況が 22 台ということで、それが進まない原因は基本料金が高いからと公表もされてますけれども、必要性がある孤立化の心配がある集落の数に対して、本当だったらどの程度配置するべきものなんですか。

楠本南海地震防災課長

孤立集落の情報通信手段として、まず、避難指示等を伝えるための防災行政無線等、これは1方向になります。情報通信手段が双方向でございまして、防災無線に関しましても双方向のところもございまして、その他、衛星携帯電話、それからケーブルテレビつきのIP電話でそういった情報を確保するところもございまして、これは市町村それぞれ工夫をしているところでございます。

扶川委員

孤立化する集落がたくさんあるとして、そこが孤立化した場合に情報が双方向でできないというのは大きな問題になる。にもかかわらず、予算的な制約があって、それができなかつたら大変じゃないかという問題意識を持ったわけですが、そういうことは、県の担当者としても問題が残されているというお考えがあるのかどうか、それはどうなんですか。

楠本南海地震防災課長

孤立化対策につきましては、まずは情報通信の確保が一番でございます。県では、孤立化集落の調査を行いまして、その通信手段の確保を目的としまして、市町村と自主防災組織などの住民団体などと共同購入します簡易無線機でありますとか衛星携帯電話とか、それから電源が要りますので発電機等も対象としまして、初期費用の3分の1以内で、1集落、1地域当たり上限 10 万円を市町村に対して補助するという内容の孤立安全対策の予算も確保しておるところでございます。

現在のところ、衛星携帯電話につきましては月 5,000 円、年間6万円要するというランニングコストの問題があります。そういった初期投入費用に関しましては、国の補助もありますので、国の補助をとりましたら、2分の1が国。例えば、30 万円でしたら 15 万円が国の補助、県が 10 万円アッパー、市町村の初期導入費用としましては5万円ですが、ただ、数が多いので、それを全部導入すれば、それぞれのランニングコストと費用負担というのはかなりのものにはなってきます。

そのため、市町村によりましては、自主防災組織の方でアマチュア無線の免許を持っておられる方とか、そういったのと市町村とをつなぐ工夫をしておるところでございます。

扶川委員

平成 21 年に危機管理部のほうで調査をされたとき県土整備部から教えていただきましたので、その調査結果もまたください。それで、孤立化する集落を一体どのくらい想定されていて、どういう対応をとられているのかという現状をちょっと把握して、その上で必要があれば、付託委員会で議論していきたいと思えます。

あと、資料だけお願いしておく必要があるとすれば、避難所の設置状況というのは手元に何か資料があるんですか。例えば、避難所が適切かどうかということを検討するために、集落単位に避難所がつくられているのかどうかとか、避難所までの避難できる距離がどのくらい確保されているのかとか、そのあたりも、もし調査されている資料があるんだったら欲しいんです。それだけちょっと教えてください。

楠本南海地震防災課長

それぞれ避難所につきましては、市町村におきまして、風水害による危険性、それから地震・津波とかいうふうに分けまして、避難所を指定しております。市町村の避難所の状況は、県でも把握しておりますが、避難所は膨大な数でございます。徳島市であります避難経路もホームページのほうで、津波の場合とかございますが、どういった経路で避難するとかいう情報を出しているところもございますし、個別の市町村におきましても、そういった避難経路の確認、それから台風シーズン前にもそういった点検とかいうこともされております。

扶川委員

そうしたら、付託委員会に向けて、また後で1回、説明をいただきたいと思います。その状況がどうなのかということ踏まえて、また議論したいと思います。

松崎委員

私のほうからは1点だけお聞きしておきたいんですけれども、被害想定を目的として、津波浸水・地震動被害プロジェクトチームを設置するということです。委員は専門家の皆さんで、すべてが男性であるということのようなんですけれど、このことをどう言うわけではございません。

先ほど、報告事項で条例化に向けて庁内でワーキンググループを開いたというお話がございました。条例をつくっていく、さらには防災計画をつくっていく等々、そういう中で女性の視点が大変大事ではないかと言われています。障害者の方がおいでたり、子供さんがおいでたり、高齢者の方がおいでたり、各層いろんな方がおいでる中ではありますけれども、例えば、県の男女共同参画の計画の中でも、女性と防災という項目が設けられて、女性がどういうふうに防災にかかわっていくかということも出されているところなんです。県庁内でのこのワーキンググループの中に、女性の委員、メンバーが入っているのかどうか。入っていないとすれば、これから条例制定を見込んでいくその段階から女性の視点をちゃんと行政としては入れていくような、そういう対応が必要ではないのかなと思っておりまして、危機管理部長、どうですか。

中張危機管理部長

女性の視点というのは必要だと思いますし、このワーキンググループのメンバーにつきましては、私はこの前、出席しておりませんでしたので、楠本課長のほうから御報告させます。

楠本南海地震防災課長

ワーキンググループにつきましては、それぞれ関連の深い、土木に関する担当課、それから福祉医療、そういったそれぞれの専門家でございまして、それぞれの課長からそういった女性の視点で意見をいただくというふうに当然なっております。委員の方は、現在のところ、ワーキンググループの中には女性は2名でございます。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(12 時 10 分)